

「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正（案）」への  
意見の概要と市の考え方

資料1

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正
1		<p>【市から発令される避難情報について（その他）】 市から発令される避難情報において、発令対象となる地区や町会の情報が無い。 また、避難情報については対象地域だけでなく広域にも発信した方が有効であるとする。</p>	<p>本市の発令する避難情報は町丁名等を含めて様々な広報媒体で発信しておりますが、御意見を踏まえ、引き続き有効な発信方法を検討していきます。</p>	×
2	千葉市地域防災計画 共通編	<p>【計画の目的について】 現在の計画には災害時の対応として、「法律・条例等によって定められた公助及び共助と、公助・共助では不足する部分を自助で補う」旨の記載されている。 しかし、本来は「自助の不足を補填する共助」並びに「共助では対応しきれないときの公助」という体制でなければならない。</p>	<p>「自らの命は自らで守る」を提唱しつつ、御意見を踏まえ、自助共助共助を進めるうえで参考とさせていただきます。</p>	×
3	千葉市地域防災計画 共通編 第1章 第1節 計画の策定方針 第1 計画の目的 共-1 第2 計画の性格、 構成および災害の範囲 共-2	<p>【地域防災計画における災害の定義について】 計画上に記載されている「災害」の定義を明確にした方がよいと考える。 また、新型コロナウイルス等感染症対策については、本計画に含まれていないことについても併記すべきである。</p>	<p>本計画において扱う「災害」の範囲は以下の記載場所に記載しておりますが、さらに理解度が向上できる表現とするよう参考とさせていただきます。</p> <p>《記載場所》 「共通編 第1章 第1節 第2 3 この計画で扱う災害の範囲（共2）」</p>	×
4	千葉市地域防災計画 共通編 第1章 第1節 計画の策定方針 第4 部門計画等の作成 共-3	<p>【部門計画について】 業務継続計画及び受援計画等の部門計画において、計画の対象となる災害が分かっているが、この違いは何か。</p>	<p>頂戴した御意見については、次回修正時に参考とさせていただきます。 なお参考までに、業務継続計画と受援計画の関連性について、受援計画の記載から以下のとおり抜粋します。</p> <p>《受援計画一部抜粋》 「業務継続計画」は「大規模な自然災害が発生した場合においても、本市の行政機能の継続性の確保に向け策定した。この計画策定に際し、非常時優先業務を定め、その業務に必要な人的・物的資源の分析を行ったところ、外部からの応援が必要であることが分かったため、「災害時受援計画」を策定した。</p>	×
5	千葉市地域防災計画 共通編 第1章 第3節 市の概況 第2 社会的条件 1 人口 共-14	<p>【国勢調査の統計について】 令和2年度の国勢調査結果を記載して欲しい。</p>	<p>令和2年度国勢調査結果が公表された際には、御意見を踏まえ、参考とさせていただきます。</p>	×
6	千葉市地域防災計画 共通編 第1章 第3節 市の概況 第2 社会的条件 2 交通 (2) 鉄道 共-16、共-20	<p>【鉄道に係る記載区間について】 市の概要においてはJR総武本線を「東京駅～千葉駅」と記載し、計画の前提条件（地震被害想定）では「津田沼～千葉」と記載されている。 総武本線の正しい区間は「東京駅～銚子駅」である。</p>	<p>ご指摘いただいた通り、「総武本線」の区間は「東京駅～銚子駅」間であり、本市においてもそのように認識しています。</p> <p>なお、「市の概要（共16）」に記載している「総武本線（東京駅～千葉駅）」は、前の文章「東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の大動脈となるJR総武本線」に係る総武本線の区間を示しております。さらに、残りの区間（千葉駅～銚子駅間）についても、その後の文章「市中心部から内陸部に向かうJR外房線及び総武本線（千葉駅～銚子駅）」として記載しております。</p> <p>また、「計画の前提条件（共21）」に記載しているのは「総武線（中央・総武緩行線）」であり、市域+1駅までを対象とした「津田沼駅～千葉駅」と記載しています。 ※同表に記載されている「総武本線（千葉駅～四街道駅）」についても同じ。</p>	×

「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正（案）」への  
意見の概要と市の考え方

資料1

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正
7	千葉市地域防災計画 共通編 第1章 第5節 防災ビジョン 第1 計画の理念 第2 基本目標 共-25～27	【計画の理念及び基本目標について】 防災ビジョンに記載されている計画の理念や基本目標が地震を前提としたものに読める。風水害や土砂災害等についても記載すべきでないか。	御意見を踏まえ、風水害による被害についても、令和元年房総半島台風等を例として追記いたします。	○
8	千葉市地域防災計画 共通編 第2章 第1節 防災体制の整備 第1 防災組織の整備 4 自主防災組織 共-30、31 *共-114も同様	【要配慮者の支援体制について】 要配慮者の避難における支援等は地域住民や自主防災組織だけでは難しいため、民生委員等を参加させてはどうか。	具体的な取り組みに関する御意見は、「千葉市災害時要配慮者支援計画」や事業運営における参考とさせていただきます。	×
9	千葉市地域防災計画 共通編 第2章 第1節 防災体制の整備 第2 防災拠点の整備 4 市広域防災拠点 共-35、36	【市広域防災拠点について】 広域防災拠点として千葉市蘇我スポーツ公園を指定しているが、ここが災害（津波・高潮・地震）によって使用できない場合の代替地を準備しておくべきである。	千葉市蘇我スポーツ公園は防災拠点として設計された施設であり、地震による津波・液状化の被害は少ない想定です。  【参考】千葉市蘇我スポーツ公園の被害想定（千葉市地震・風水害ハザードマップより） 《津波》 ①計画規模 被害なし ②想定最大規模 0.01～0.50m未満 《高潮》 想定最大規模 0.01～3.00m未満 《液状化危険度》 低い ※「計画規模」とは、50年に1度の災害が発生した場合の被害想定。 ※「想定最大規模」とは、1000～5000年に1度の災害が発生した場合の被害想定。	×
10	千葉市地域防災計画 共通編 第2章 第4節 防災体制の整備 第3 情報連絡体制整備 1 施設・設備の整備 (2) 地業計画 共-37	【防災行政無線について（その他意見）】 防災行政無線をデジタル化すれば、放送が聞き取りやすくなるのか。 また、防災行政無線の設置設備の改善及び設定箇所の点検をお願いしたい。	防災行政無線をデジタル化した場合でもスピーカーが変わるわけではないため、聞き取りやすさには変わりはありません。 防災行政無線屋外スピーカーによる放送だけでは、すべての市民の皆様へ情報をお伝えすることが難しい状況にあるため、本市では、市ホームページへの掲載のほか、ちばし安全・安心メールによる配信など、様々な媒体により情報の発信に努めておりますので、いずれかの方法で災害情報を入手できるよう、事前の準備をお願いします。 また、市内全ての防災行政無線について、毎年、点検及び保守を実施しています。	×
11	千葉市地域防災計画 共通編 第2章 第5節 都市公共施設 第3 道路・橋梁 2 橋梁防災計画 共-81	【道路・橋梁に関する記載について】 記載内容について、原文のとおり修正して欲しい。  《原文》 (1) 県・市の対策【建設局】 幹線道路の橋梁は、鋼橋やコンクリート橋などで整備されているが、耐震対策については、道路橋示方書・同解説V耐震設計編（平成29年11月）と整合を図っている。さらに地震災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにするため、跨線橋や跨道橋など優先度の高い橋梁から耐震対策を逐次実施していく。  (3) 東日本高速道路(株)の対策【東日本高速道路(株)】 高速道路の橋梁の上部構造は、連続構造を多く採用しており、支承にはゴム支承を用い、落橋防止装置を設置するなど細部にわたって耐震性の高い構造となっている。高橋脚や複雑な構造の橋梁は、動的解析を行い、地震特性に対応した耐震設計を行うなど特別な配慮をしている。さらに橋梁の免震化なども進めている。	(1) 橋梁の耐震対策については、各橋梁の対策時点の最新基準等を適用しており、平成29年の基準に限定していないため、御提案頂いた文言への修正は難しい状況です。（建設局）  (2) 東日本高速道路(株)の対策については、次回修正時の参考とさせていただきます。	×

「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正（案）」への  
意見の概要と市の考え方

資料1

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正
12	千葉市水防計画 第1章 総則 1 目的及び位置づけ	【水防計画の目的及び位置づけについて】 地域防災計画と水防計画の関係性が不明確である。 水防計画が特別な理由によって作成されていないのであれば、地域防災計画に統合するべきである。	地域防災計画と水防計画はそれぞれ根拠となる法律が異なるため、一元化することは難しい状況です。  ≪根拠となる法律≫ 地域防災計画：災害対策基本法第42条 水防計画：水防法第33条  なお、本市においては、両計画において整合を図るため、地域防災計画の部門計画として水防計画を位置づけ、一部記載を参照する等しております。	×
13		【「地震」と津波から逃れて、「安心、安全な生活」を「確保」するために】 1 質権の三分区 (1) 動産質 (2) 不動産質 (3) 権利、質 2 財産、質の大きさの制限により地震が発生するのではないか。	頂戴した御意見については、関係課へ情報共有させていただきます。	×
14	避難場所・避難所一覧表（資料7-1）	【台風時の避難所指定について（その他意見）】 台風の避難所指定がない。	資料7-1は台風時に想定される「洪水」「土砂災害」「高潮」「内水氾濫」の4つにおいて「○（避難可）」並びに「③（3階以上への避難で避難可）」を目安として避難所が開設されるとお考え下さい。	×
15		【避難所における行政の情報通信の受信について（その他意見）】 風説の流布による避難所の混乱を回避するため、行政の情報通信を受信したい。 そのため、避難所運営委員に避難所でAir-Wifiを有料利用させてもらえないか。	Air-Wifiの有料利用について、所管課に情報提供させていただきます。	×
16		【WEB版ハザードマップについて】 ゼンリンが作成した「千葉市地震・風水害ハザードマップ」に記載されている緑区の地図は、過去の水没地点や国土交通省、千葉県並びに千葉市が持つデータを活用し作成したICT防災マップとも合致しない。	具体的な取り組みに関する御意見については、事業運営の参考とさせていただきます。	×
17	千葉市地域防災計画 共通編 第2章 第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第1 延焼遮断帯の整備及び 第3 オープンスペースの整備	公園の外周の木について、地域住民が落ち葉等を嫌うため、枝を落としている。 地域住民に対して、公園の木が災害時に必要である旨を理解してもらう必要がある。	公園の樹木等について、頂戴した御意見を所管課に情報提供いたします。	×
18	千葉市地域防災計画 共通編 第2章 第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第3 オープンスペースの整備	車中泊者について、公園の利用が年々増えている。 発災時に車中泊避難の避難先として学校の校庭等が利用されるが、おゆみ野の学校の校庭は水はけの悪いところが多く、車中泊には適さない。 街区公園の災害時における車中泊利用は今後増加し、地区外からの流入が増えると考えられる。	公園・緑地の整備について、頂戴した意見は所管課へ情報提供させていただきます。	×
19	千葉市地域防災計画 共通編 第2章 第2節 安全で災害に強いまちづくりの推進 第3 オープンスペースの整備	【来年からの共助の在り方について】 来年度から避難所運営を地域住民が中心となって実施することになる。 その上で課題となることも多く、今後在宅避難を増やしたり、行政と住民の関係性をフラクなものにしていく必要がある。	頂戴した御意見につきましては、所管課へ情報提供させていただきます。	×

「千葉市地域防災計画及び千葉市水防計画の修正（案）」への  
意見の概要と市の考え方

資料1

No.	記載場所	意見概要	意見に対する本市の考え方	修正
20		<p>【閘門の遠隔操作について】 津波に備えて、閘門を遠隔操作できるような装置を設置して欲しい。また、メンテナンスを行ってほしい。</p>	<p>閘門の遠隔操作及びメンテナンス等については千葉県港湾事務所含む関係各所と、引き続き連携を進めてまいります。</p>	×
21		<p>【災害用トイレについて】 災害用トイレには水が止まってしまうと、横引管が詰まって使えなくなるという問題がある。 横引管内部の表面処理で排泄物自体の水分によって流れるようになれば、この根本的な問題が解決できると考える。</p>	<p>情報提供いただいた内容につきましては、今後の災害用トイレの整備等の参考とさせていただきます。</p>	×